

第3章 給水装置の使用材料

第1節 水道メーターまでの使用材料

【基準事項】

分岐工事及び当該取付口からメーターまでの工事に用いようとする給水管及び分水栓、仕切弁、止水栓並びにボックス等の附属品については、所長が指定する別に定めるところの材料を使用しなければならない。なお、建物内にメーターを設置する場合は、建物内の給水装置のうちメーター周辺に設置するものを除き、この限りでない。（材料工法規程第2条第2項）

配水管等に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの給水装置工事に使用する給水管、分水栓、仕切弁、止水栓、ボックス等は、工事の施行時における配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止し、漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行うため、次に掲げる「給水装置指定材料一覧表」の中から最も適切な材料を選定して使用すること。ただし、建物内にメーターを設置する場合は、建物内の給水装置のうちメーター周辺を除き、この限りでない。

給水装置指定材料一覧表

種別	品目	規格		道路内使用口径 (mm)	備 考	
		名 称	規格番号等			
給水管 (管類)	鑄鉄管	水道用ダクタイル鑄鉄管 (DIP-T, K, SⅡ, NS, GX, S50)	JWWA G 113 (T, K, SⅡ, NS, S50)	不可		
			JWWA G 120 (GX)	200～		
	合成樹脂 ライニング 鋼管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-V) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-P)	JWWA K 116	不可		
			JWWA K 132			
	合成樹脂 管	水道用ポリエチレン 1 種二層管 (PE)	JIS K 6762	25～40		
		水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)	JIS K 6742	不可		
		水道配水用ポリエチレン管 (PEP)	JWWA K 144又はPTC K 03	50～150		
給水用高密度ポリエチレン管 (PEP)		所長が指定するもの	25～40			
給水管 (継手類)	鑄鉄管用	水道用ダクタイル鑄鉄異形管	JWWA G 114 (T, K, SⅡ, NS, S50)	不可		
			JWWA G 121 (GX)	200～		
	合成樹脂 ライニング 鋼管用	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	JWWA K 150	不可		
	合成樹脂 管用	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116又は所長が指定するもの	25～40		宅地内の最初の止水栓等までは耐震強化型が望ましい。
		水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K 6743	不可		
		水道配水用ポリエチレン管継手	PTC B 21, K 13又はJWWA K 145	50～150		
		給水用高密度ポリエチレン管継手	所長が指定するもの	25～40		
その他継手		所長が指定するもの	不可			
給水用具 (弁栓類)	止水栓	ボール止水栓	所長が指定するもの	25		
	伸縮止水栓	逆止弁付ボール式伸縮止水栓	所長が指定するもの	不可		
	分水栓	水道用ボール式サドル付分水栓	JWWA B 117, 136又は所長が指定するもの	25～40	防食用のコア含む。	
		E F サドル付分水栓	PTC K 13	25～40		
		E F サドル	PTC K 13	25～40		
	不断水用 T 字管	不断水用 T 字管	所長が指定するもの	50～ (一部40)	防食用コア含む。 (φ 50以下)	
	仕切弁	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120, JDPA G 1049又は所長が指定するもの	50～	原則両挿し口付黒瀬地区は左開	
		青銅仕切弁	所長が指定するもの	40		
	逆止弁	水道用逆止弁	JWWA B 129	不可		
	メーターユニット	メーターユニット	所長が指定するもの	不可		
	空気弁	水道用空気弁	JWWA B 137	25～		
ボックス類	消火栓	水道用地下式消火栓	JWWA B 103	75～	補修弁含む。	
	メーター用	メーターボックス 13、20～25、40、50～100用	所長が指定するもの	不可	複式メーターボックス含む。	
		バルブ用	止水栓ボックス 仕切弁ボックス	所長が指定するもの 所長が指定するもの		25 40～
	消火栓用	消火栓ボックス	所長が指定するもの	75～		
他	空気弁用	空気弁ボックス	所長が指定するもの	25～		
	仕切弁用継足金具	仕切弁用継ぎ足し金具	所長が指定するもの	50～		

(注) (1) 「JIS」は日本産業規格、「JWWA」は日本水道協会規格、「JDPA」は日本ダクタイル鉄管協会規格、「PTC」は配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格を示す。

(2) 給水管の管種の選定にあたっては、道路管理者等の占用条件がある場合に限り、その指示による。

(3) 地中に埋設配管する铸铁管、合成樹脂ライニング鋼管 (SGP-VB, PB) にあつては、防食対策 (防食テープ等) を講じること。

(4) 使用する給水管の口径は、13(15A), 20, 25, 40, 50, 75(80A), 100, 150, 200, 250, 300, 350とする。

第2節 水道メーター下流側の使用材料

【基準事項】

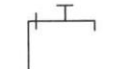
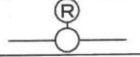
給水装置工事に使用する材料は、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。（材料工法規程第2条第1項）

メーターの下流側の給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は、政令第6条に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。

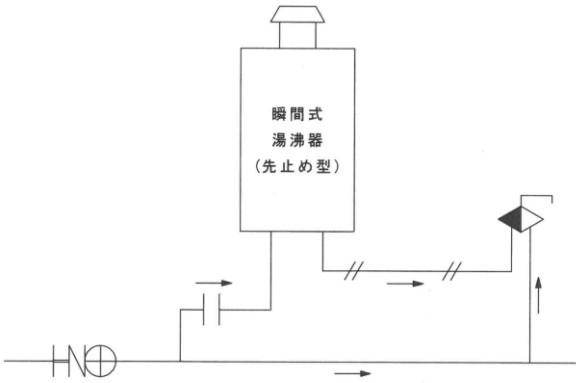
給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は、多種多様であり、その選定には使用目的、設置場所、設置後の維持管理等を考慮し、最も適した材料及び工法を選定し施工するものとする。

〔参考〕 湯沸器と配管方法による湯水混合水栓の標準使用方法

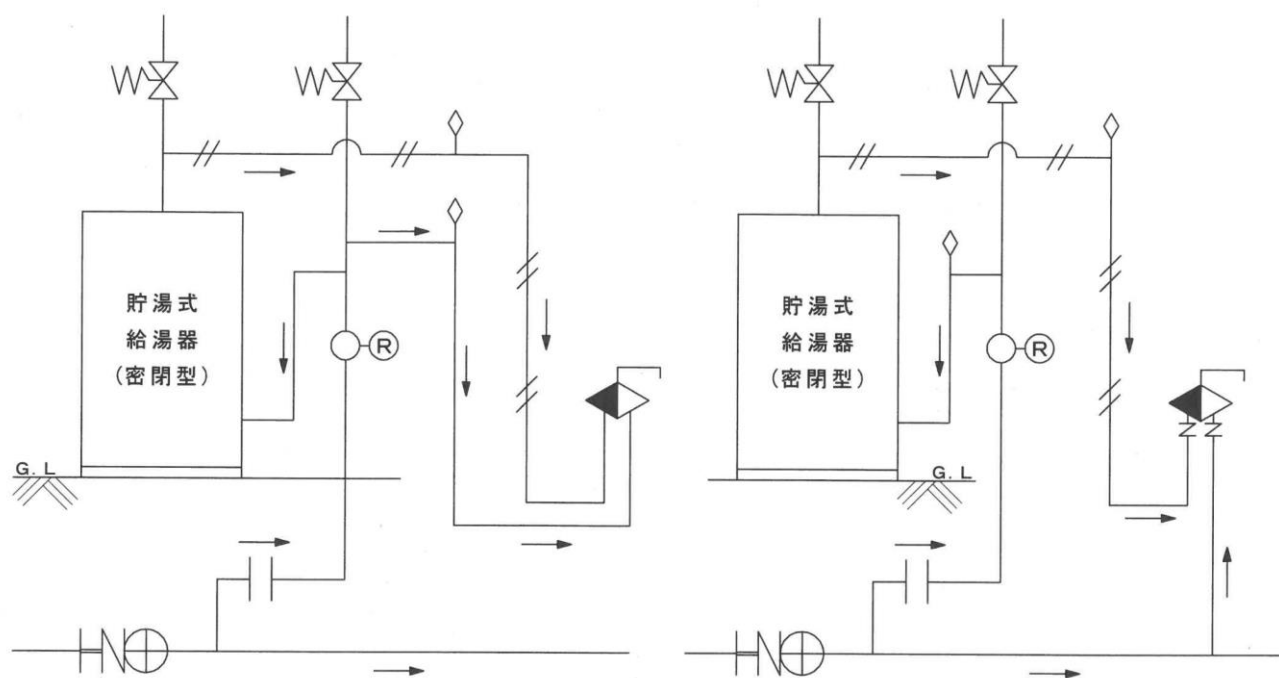
給水用具関係図面記号

	給水管		湯水混合水栓
	給湯配管		逆止弁付湯水混合水栓
	メーターセット		太陽熱貯湯式給湯器 自然循環式
	ボール止水栓		集熱器
	逆止弁		給水栓
	逃し弁		
	逆止弁ストレーナ付減圧弁		
	空気弁（宅内）		

1 瞬間式湯沸器（先止め型）の場合



2 貯湯式給湯器（密閉型）の場合



3 太陽熱貯湯式給湯器（自然循環式）の場合

